

大垣市新庁舎建設基本構想（素案）
【中間報告書】

平成 26 年 11 月

大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会

目 次

1	新庁舎建設の背景	
(1)	検討の経緯	1 頁
(2)	現庁舎の概要	2 頁
(3)	現庁舎の問題点	4 頁
2	新庁舎の基本理念、基本方針、基本機能	6 頁
3	事業計画の概要	
(1)	建設場所	8 頁
(2)	建設規模	9 頁
(3)	配置計画（敷地ゾーニング）	12 頁
(4)	新庁舎の階層及び機能配置（フロア想定）	13 頁
資料編		
資料No.1	検討経過	14 頁
資料No.2	大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会設置要綱	17 頁
資料No.3	大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会名簿	19 頁

1 新庁舎建設の背景

(1) 検討の経緯

平成7年	1月17日	阪神淡路大震災発生
平成7・8年度		公共施設耐震調査実施（58施設、150棟）
平成11年	3月25日	旧労働基準監督署（北庁舎北館）を購入
	3月31日	旧大垣勤労会館（北庁舎南館）が市に返還
	7月1日	北庁舎（北・南館）供用開始
平成17年	2月14日	大垣消防組合中消防署分駐所開設（現東庁舎1階）
平成18年	3月27日	上石津町・墨俣町と合併
	3月27日	東庁舎供用開始（2階、3階）
平成19年	9月14日	本庁舎耐震改修計画調査 議会報告
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
平成24年	5月16日	大垣市新庁舎建設推進本部設置
	10月1～31日	新庁舎建設市民アンケート実施
	10月16～1月29日	新庁舎建設市民懇話会開催（計5回）
平成25年	9月2～30日	新庁舎建設職員アンケート実施
	12月9日	新庁舎建設第一候補地発表 （現本庁舎敷地及び隣接地）
平成26年	6月25日	新庁舎建設基本構想策定委員会設置

(2) 現庁舎の概要

ア 構造・規模

【敷地面積】 10,330.44 m² (①+②+③+④)【延床面積】 13,564.51 m² (⑤+⑥+⑦+⑧) 内、車庫を除く 12,626.09 m²

	本庁舎	北庁舎 (南館)	北庁舎 (北館)	東庁舎
所在地	丸の内 2 丁目 29・79 番地	丸の内 2 丁目 55 番地	丸の内 2 丁目 56 番地	丸の内 2 丁目 26・27・28 番地
竣工	昭和 39 年 3 月 昭和 48 年 5 月 (増築)	昭和 49 年 2 月	昭和 44 年 3 月	昭和 33 年 6 月
経過年数	50	40	45	56
敷地面積	①8,619.29 m ² 【内訳】 本庁舎 7,786.80 m ² 車庫 832.49 m ²	②462.19 m ²	③458.46 m ²	④790.50 m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建 ※北西 3・4 階部分増築 (現在の水道部、総務部)	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建
建築面積	2,982.99 m ² ※本庁舎のみ	267.87 m ²	197.06 m ²	531.92 m ²
延床面積	⑤10,736.31 m ² 【内訳】 本庁舎・当初 9,111.69 m ² 本庁舎・増築 686.20 m ² 車庫 938.42 m ²	⑥962.34 m ²	⑦394.35 m ²	⑧1,471.51 m ²
※ I s 値	0.18 ※本庁舎のみ	1.15	—	0.33
庁内職員等	794 人 (平成 26 年 5 月 1 日現在)			
来客者用駐車台数	183 台 (本庁舎周辺 67 台、本庁舎北側 93 台、北庁舎西側 23 台)			
公用車駐車台数	100 台			
備考		元大垣勤労会館	旧労働基準監督署	旧消防組合庁舎

※ I s 値：建物構造体の耐震性能を表す指標。安全とされる数値は 0.6 以上で、防災拠点施設においては 0.9 以上が望ましいとされている。

イ 位置図



北庁舎・北館



北庁舎・南館



東庁舎



本庁舎

(3) 現庁舎の問題点

本市の現庁舎は、昭和39年竣工以来、人口増加に伴う事務量の増大化、市民ニーズの多様化による行政需要の変化に対応してくる中、老朽化をはじめ、次のような課題が発生してきました。

防災機能

- ・ 現本庁舎そのものの耐震性が低く、災害対策本部を設置する建物として問題がある。また、緊急対応可能な常設の防災設備が不十分である。
- ・ 災害時における災害対策本部と現地対策本部間での連絡を電話やFAXだけに頼っており、情報伝達手段として不十分である。



災害対策本部



防災無線機等

施設の狭隘化

- ・ 部署間での情報共有の不足が生じている。
- ・ 目的別（ライフイベント別）での窓口設置になっていない。
- ・ 部署名を記載してあるサインシステムはわかりにくい。
- ・ 本庁にあるべきサービスと本庁外に移設するべきサービスの分類化が図られていない。



統一感のないサインシステム



狭隘化が進む執務室

プライバシー保護

- ・市民からの相談時において専用の相談スペースが不足しており、相談内容によっては、個人のプライバシーが守られていない。



間仕切りがない窓口

多目的利用

- ・観光施設やイベントを開催する機能を備えた一般の方々が利用できるような建物構造になっていない。
- ・古い施設であるため、今日的なユニバーサルデザイン化という方向での改修が困難である。



ロビーコンサート



剥離したタイル

これから現庁舎の抱える課題を解決しつつ、より質の高い市民サービスの向上、OA化による事務効率の向上及びプライバシー保護の観点を含めたセキュリティ対策、少子高齢化、国際化、地方分権の進展などに対応した行財政運営の確立を目指すため、また、市民協働による行政運営を行う拠点としていくため、東庁舎、北庁舎を統合し、新庁舎を建設する必要があります。

基本理念

市民の集う庁舎

基本方針

利用しやすく
人や環境に優しい庁舎

防災拠点となる
安全安心な庁舎

機能的で
経済的な庁舎

みんなの交流の場となる
シンボリックな庁舎

基本機能

窓口サービス

- ・プライバシーに配慮した、ローカウンターで、使いやすい窓口や相談スペースを整備する。
- ・ゆとりある待合の席数やスペースなどを確保する。
- ・万全な情報セキュリティ対策を講じる。
- ・各種手続き等にかかる時間の短縮、窓口の増設など利用しやすい窓口配置を目指す。
- ・住所変更手続きなどを1箇所で済ます総合窓口の充実と来庁者の利便性に配慮した部署設置を目指す。
- ・臨時窓口の設置など、フレキシブルな対応が可能な窓口設置に努める。
- ・1箇所に集約させるなど、来庁者が利用しやすい駐車場等を整備する。
- ・来庁者に分かりやすい案内表示を設置する。
- ・使いやすく安全なエレベーターや圧迫感のない階段を設置する。
- ・すべての人が使いやすい多目的トイレを設置する。
- ・インターネットを活用し、情報公開コーナーなどを充実する。
- ・ICTを活用した窓口の構築に努める。

環境配慮

- ・充電・水素ステーションなどの設置を検討し、新エネルギーの推進を図る。
- ・長寿命化に配慮し建替え時における環境負荷を軽減する。
- ・地下水等の自然エネルギーを活用し、地球環境に配慮する。

市民協働
市参画

- ・ロビーなどひとつのスペースに拡張性と多機能性を持たせる。
- ・市民が集い、交流するスペースを設置する。
- ・職員だけでなく市民も利用できる食堂や売店の整備に努める。
- ・市民参画協働支援にむけ、十分な会議スペースの設置に努める。
- ・将来的な社会変化に対応できるユニバーサルデザインを検討する。

防災

- ・高い耐震性を備えた建物とする。
- ・災害対策本部機能の充実を図る。
- ・災害用資機材や備蓄食糧等の保管庫を設置し、有事の際に利用できる防災設備の整備に努める。
- ・自家発電システムや非常用通信設備を備える。

執務

- ・フレキシブルに対応できる間仕切りのないオープンプローアを基本とする。
- ・情報通信技術を活用し、機能的な執務空間を目指す。

まちづくり
シンボル

- ・市のシンボルとなる機能を兼ね備える。
- ・中心市街地活性化や観光などに配慮した機能を備える。
- ・水門川と一体となった、市民の交流の場、憩いの場を備える。

3 事業計画の概要

(1) 建設場所

新庁舎の建設場所の選定については、災害対策本部の設置など防災拠点としての「安全性」、交通手段や他の官公署からの距離など利用者の「利便性」、できるだけ自己用地を活用し経済的に進められる「早期実現性」、中心市街地活性化基本計画などのまちづくり計画との「整合性」の4つの条件を設け、様々な角度から検討を重ねた結果、大垣駅や法務局など他の官公署から近いこと、人口重心（※1）から600mであること、中心市街地活性化区域内（※2）に位置していることなど諸条件を満たしていることから、「現本庁舎敷地及び隣接地」を新庁舎建設第一候補地としました。



※1：人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点

(平成22年国勢調査における人口重心：大垣市神田町2丁目30番地2付近)

※2：「大垣市中心市街地活性化基本計画」に指定する中心市街地区域

(2) 建設規模

新庁舎の規模（延床面積）は、他の自治体においても検討に多く用いられている庁内で働く職員数などから算定する総務省旧地方債基準面積（地方分権を推進する観点から平成23年度から廃止）に、窓口サービス、市民協働や防災対策などの付加機能面積を加え算定します。

ア 想定職員数

本市の職員数は、人口減少の影響は少なからずあることと推測されますが、今後の地域主権改革に伴う権限移譲による事務量増加、市民ニーズのさらなる多様化や社会制度の改正など様々な増減要因が考えられます。

こうした状況から、今後、庁舎内で働く臨時職員、再任用職員などを含むすべての職員数を予測することは非常に困難なため、現時点と同じ794人とします。

庁舎内職員人数（平成26年5月1日現在）

職員			臨時職員		委託職員	計		
庁舎内	庁舎外	小計	庁舎内	庁舎外	庁舎内	庁舎内	庁舎外	2,116人
677人	713人	1,390人	104人	609人	13人	794人	1,322人	

イ 新庁舎の延床面積

想定した職員数等を基準に次の総務省旧地方債基準により面積（A）を算定します。

(A) 総務省旧地方債基準面積

区分	積算	面積
① 事務室	職員数794人（特別職・臨時等含）×8.04㎡/人 ※基準面積4.5㎡/人	6,386㎡
② 書庫・倉庫	事務室面積（①）の13%	830㎡
③ 会議室・便所等	職員数794人×7㎡/人（基準面積）	5,558㎡
④ 玄関・通路等	事務室、書庫、会議室等（①+②+③）の40%	5,109㎡
⑤ 議会関係	議員定数22人×35㎡/人（基準面積）	770㎡
計		(A) 18,653㎡

(B) 付加機能面積

次に、付加機能として、窓口サービス、市民協働や防災対策などを算定します。

区分	主なスペース	面積
窓口サービス機能	待合スペース、ロビー、イベント・展示広場、授乳室 キッズスペース、多目的トイレ、雇用就労支援センター 案内、金融機関、ATMコーナー、自販機コーナー 食堂、売店など	1,087 m ²
市民協働・参画機能	市民コミュニティスペース、行政資料室、市政総合情 報コーナー、記者室、議員応接室、議員図書室など	427 m ²
執務機能	宿直休憩室、更衣室、電話交換室、庁務員室、医務室、 職員組合など	747 m ²
防災機能	防災無線室、防災会議室、資機材倉庫など	234 m ²
計		(B) 2,495 m ²

(A) 総務省旧地方債基準 + (B) 付加機能 = 21,148 m²



約 21,000 m²

※現庁舎 (3庁舎) 12,626 m² の約 1.7 倍

※地方債基準の 1.1 倍

新庁舎の規模 (延床面積) は、(A) 総務省旧地方債基準面積に、窓口サービス、市民協働や防災対策などの (B) 付加機能面積を加えた **約 21,000 m²** とします。

しかし、この面積は、建物や来庁者駐車場の位置などの配置計画、建物の階層計画など不確定要素が多い中、今後基本設計、実施設計での具体的な検討において決定していきます。

ウ 近年の庁舎建設事例

区分		甲府市	立川市	刈谷市	青梅市	大垣市
人口（人） （H26.4.1現在）		193,946	178,209	147,365	137,608	162,766
敷地面積（㎡）		8,729	11,000	12,797	16,046	11,956
建築面積（㎡）		4,392	6,880	2,999	4,957	未定
構造	種別	鉄骨造ほか	プレキャスト トコンクリ ート造+鉄 骨造ほか	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造ほか	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造ほか	未定
	形式	免震構造	免震構造	免震構造	免震構造	未定
階数		地上10階、 地下1階	地上4階、地 下1階	地上10階	地上7階、地 下1階	未定
新庁舎延床面積（㎡）		27,973	25,982	25,932	22,098	21,000
地下駐車場を 除く面積【あ】		22,238	19,675	—	19,515	—
総務省 旧地方債基準 【い】		22,141	15,220	15,337	13,949	18,653
旧地方債基準面積比 【あ】／【い】		1.0	1.3	※1.7	1.4	※1.1
本庁内職員数（人） ※H26.4.1現在、臨時 職員等含む 【計画職員数】		900 【820】	740 【590】	732 【598】	575 【600】	794 【794】
供用開始		H25/5	H22/5	H22/10	H22/7	未定

※地下駐車場がないため、新庁舎延床面積を【い】で除した数値

(3) 配置計画（敷地ゾーニング）

新庁舎の配置計画（敷地ゾーニング）は、施設相互及びその周辺との関係に十分配慮しつつ、建物、駐車場等の施設を配置します。

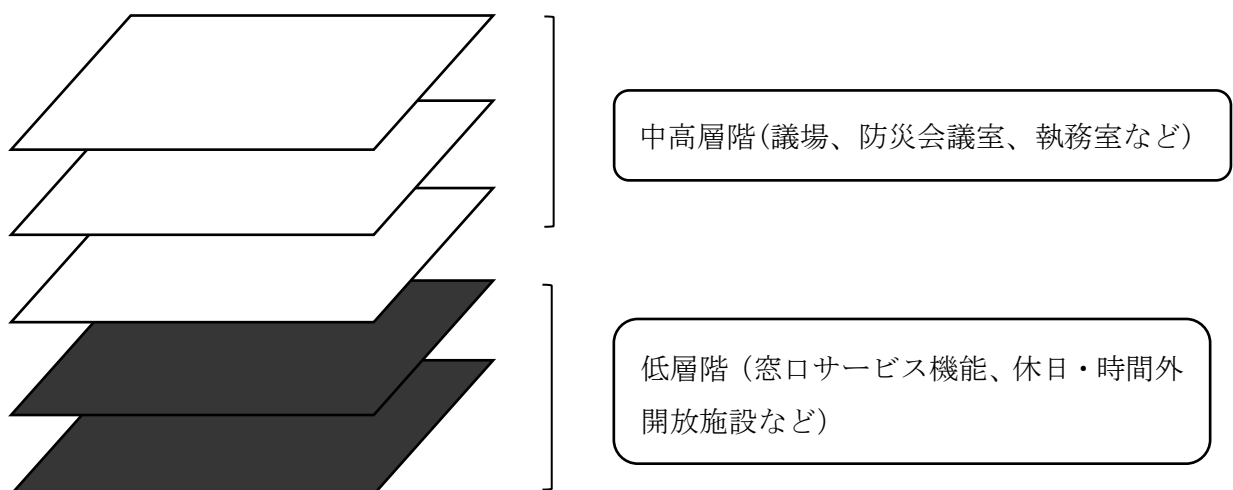


- ・市民の利便性や経済性などの観点から、原則として現庁舎を継続使用しながら新庁舎を建設する配置計画とし、新庁舎は、敷地の北側に配置することが望ましい。

- ・来庁者駐車場は、敷地の南側等にできるだけまとめて配置することとし、周辺駐車場も利用しながら現在駐車台数183台を確保します。また、新庁舎へのアプローチや車いす利用者等用駐車場の位置など利用者の利便性に配慮します。
- ・敷地周辺の隣地及び交通事情に対する影響を検討するとともに、水門川周辺には開放的な緑地や遊歩道などを整備し、現在の市役所正面道路及び北側道路からの景観に配慮します。
- ・JR大垣駅を起点とし、大垣駅通りの商店街、大垣城、市役所、奥の細道むすびの地へと続く回遊性に配慮し、中心市街地全体のにぎわい創出に努めます。

(4) 新庁舎の階層及び機能配置（フロア想定）

新庁舎の機能配置（フロア想定）は、概ね以下のような配置とします。



○低層階配置構成

低層部（概ね地上2階部分まで）は、十分なフロア面積を確保するとともに、利用者が多い部署や市民関連施設等を中心に配置し、使いやすい庁舎とします。

○中高層階配置構成

中高層階の構成は、セキュリティーや動線分離の観点などから、来庁者利用空間と執務空間を区分する配置計画とすることとします。また、市長室等の中核機能と災害時の対応が必要となる防災機能は、中層部に配置し、各々関係性や緊急性に配慮します。

資 料 編

検討経過

○第1回大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会

- | | | |
|------|---|--|
| と き | 平成 26 年 6 月 25 日 (水) | 14:00～15:15 |
| と ころ | 市役所本庁 3 階 合同委員会室 | |
| 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長挨拶 ・ 委員委嘱 ・ 会長、副会長選任について ・ 委員会への依頼事項について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在までの経緯及び新庁舎建設
第一候補地について ・ 現庁舎の現況について ・ 今後の進め方について |



○第2回大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会

- | | | |
|------|---|-------------|
| と き | 平成 26 年 7 月 10 日 (木) | 10:00～11:20 |
| と ころ | 市役所本庁 3 階 合同委員会室 | |
| 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所の利用状況について ・ 現庁舎の問題点について ・ 新庁舎の機能について | |



○第3回大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会

- と き 平成 26 年 8 月 20 日（水） 13:30～14:45
ところ 市役所本庁 3 階 第 2 委員会室
議 題 ・ 市行政を取り巻く状況について
・ 基本理念、基本方針（案）について



○第4回大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会

- と き 平成 26 年 9 月 17 日（水） 14:00～16:00
ところ 一宮市役所
議 題 ・ 先進地に学ぶ新庁舎について



○第5回大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会

- と き 平成 26 年 10 月 15 日（水） 15:00～16:05
ところ 市役所本庁 3 階 合同委員会室
議 題 ・ 基本理念、基本方針、基本機能（最終案）について
・ 規模について
・ 配置計画（敷地ゾーニング）について
・ 機能配置（フロア想定）について
・ 新庁舎建設基本構想中間報告（案）について



○第6回大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会

- と き 平成26年11月12日(水) 13:30～
- ところ 市役所本庁3階 合同委員会室
- 議 題
- ・新庁舎建設基本構想(中間報告書)について
 - ・先進地事例報告について

大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大垣市新庁舎を建設するに当たり、新庁舎建設基本構想に関する事項を検討するとともに、市民の意見及び提案を反映させるため、大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 新庁舎建設の基本構想に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、協議・検討結果について市長へ報告を行う時までとする。

(組織等)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し議長となる。ただし、最初に開催される委員会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成26年3月19日から施行する。

大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会委員名簿

【敬称略、区分内・五十音順】

No.	区分	名前	役職名	備考
1	学識経験者	たかぎ あきよし 高木 朗 義	岐阜大学 工学部教授	副会長
2	学識経験者	たけうち はるひこ 竹内 治 彦	岐阜経済大学 副学長	会長
3	学識経験者	よしだしげき 吉田 茂 樹	情報科学芸術大学院大 学 学長	
4	市民団体等の 代表者	おぐら としゆき 小倉 利 之	大垣市商店街振興組 合 連合会 理事長	
5	市民団体等の 代表者	たけなかまさこ 竹中 昌 子	大垣市連合婦人会 会 長	
6	市民団体等の 代表者	つみ とし ひこ 堤 俊 彦	大垣商工会議所 会頭	
7	市民団体等の 代表者	ながせ こ 長瀬 ちえ子	大垣夢ある女性の会 会長	
8	市民団体等の 代表者	なわてつひこ 名和 哲 彦	大垣市連合自治会連 絡 協議会 会長	
9	市民団体等の 代表者	はしかわ みのる 橋川 実	大垣市障害者団体連 絡 協議会 事務局長	
10	市民団体等の 代表者	まつながだいすけ 松永 大 介	大垣市青年のつどい協 議会 直前会長	
11	市民団体等の 代表者	まつもとしょうへい 松本 正 平	元気ハツラツ市実行委 員会 委員長	
12	市民公募	いけだしげゆき 池田 繁 行		
13	市民公募	たかだみほ 高田 美 穂		
14	市民公募	まつぐちさよこ 松口 小 夜子		